

京都市告示第181号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成24年 7月26日

京都市長 門川大作

道路の種類           市道  
 供用開始の期日       告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
川端通	東山区常盤町165番地の2地先内	旧	メートル 4.70	メートル 23.04 ~ 29.12
		新	4.70	23.04 ~ 27.00
西寺経5号線	南区唐橋花園町28番地の6地先から 同町28番地の9地先まで	旧	18.60	6.00
		新	18.60	6.01
西寺緯5号線	南区唐橋花園町28番地の9地先から 同町26番地の3地先まで	旧	19.20	6.00
		新	19.20	6.00 ~ 12.01

(建設局土木管理部道路明示課)